

令和8年度山形県多文化共生社会推進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、日本人も外国人も、お互いを認め合い、地域を構成する一員として共に活躍できる「やまがた共生社会」の実現のため、企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村又は外国人住民支援団体が第4条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村又は外国人住民支援団体に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業その他の事業者 県内に所在する事業所等で外国人を雇用している企業その他の法人及び個人事業主並びにこれらを主な構成員とする法人その他の団体をいう。
- (2) 監理団体 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体をいう。
- (3) 登録支援機関 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の23第1項の登録を受けた者をいう。
- (4) 外国人住民支援団体 外国人住民の支援を行っている県内に所在する法人その他の団体（前各号に掲げるものを除き、法人以外の団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約を有するものに限る。）をいう。

(補助対象からの除外)

第3条 第1条の規定にかかわらず、企業その他の事業者又は外国人住民支援団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を活動目的とするもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は事業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が運営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村又は外国人住民支援団体が実施する次の各号に掲げる取組みとする。

(1) 日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備の取組み

- ア 外国人住民を対象とした生活オリエンテーションの実施
- イ 生活に密着した情報の多言語化・「やさしい日本語」対応
- ウ 外国人住民の防災対策
- エ その他日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備

(2) 地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進の取組み

- ア 市町村や地域の団体が事業者と連携して実施する日本人と外国人との交流会開催等
- イ 外国人との円滑なコミュニケーションに向けた日本人向けの「やさしい日本語」の普及啓発
- ウ その他地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する補助金の交付の決定の日以後における別表に掲げる経費であって、領収書等によりその支払の事実を確認できるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額から参加者から徴収する料金その他の収入額を控除した額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は250,000円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村及び外国人住民支援団体は、別途知事が定める日までに、規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 企業その他の事業者又は外国人住民支援団体である場合は、暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村及び外国人住民支援団体（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 同一補助事業者に対する交付金の交付は、同一年度につき1回とする。

（交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助事業の目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更

(2) 補助金の額の増又は3割を超える減を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に第6条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）に事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業成績書（別記様式第7号）

(2) 収支精算書（別記様式第2号）

(3) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写し

(4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

第12条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）に資金計画書（別記様式第9号）を添付して知事に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第13条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠

書類を令和 9 年度から 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象経費
講師・ボランティア等の謝金及び旅費 教材購入費 パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費 消耗品費（単価 5 万円以上の物品の購入費を除く。） 広告料 郵便料・運搬費 保険料 翻訳料・通訳料（通訳に係る旅費を含む。） 会場・物品等借上料 委託料

備考 補助対象経費には、次に掲げる経費を含めないものとする。

- (1) 課税事業者にあつては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額
- (2) グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金等の旅費
- (3) 行政機関等からの他の補助金等を充当する経費
- (4) 資格取得に要する経費
- (5) 各種事業の参加者に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
- (6) 過去に本補助金を活用して実施した取組み